

# 2020年度事業報告書

自 2020年 4月 1日  
至 2021年 3月31日

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会  
2020年度事業報告書  
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1 博覧会の計画に関する事業の準備

### (1) 登録申請書及び基本計画の策定に向けた準備

- ・登録申請書の計画的な準備

2020年12月1日 BIE総会にて、登録申請書の承認を受けた。

- ・基本計画の策定に向けた着実な準備の推進

2020年5月29日 「People's Living Lab 促進会議」中間報告を公開

2020年12月25日 基本計画の策定・公表を行った。

### (2) 各種計画の策定に向けた計画的な準備

運営計画、会場整備計画、交通対策・輸送計画等の各種計画の策定に向けた必要な調査や検討等を進めた。

2020年7月13日に会場デザインプロデューサー(1名)、会場運営プロデューサー(1名)、テーマ事業プロデューサー(8名)を決定、発表記者会見を実施、プロデューサーとの各種検討を着実に進めた。

2020年7月1日に第1回感染症対策検討会議を開催し、万博における感染症対策について検討を実施した(年度内に3回開催)。

来場者輸送計画検討会において、輸送計画(案)の検討を行った。引き続き輸送対策案を具体化するため、来場者輸送対策協議会の設置に向けた調整を行った。

2020年11月20日、合同会社ユー・エス・ジェイと大阪・関西地域の活性化に向けた協業検討に関する基本協定を締結するとともに、2020年11月27日、ハウステンボス株式会社と事業連携に関する協定を締結した。

### (3) 環境影響評価手続きの準備

環境影響評価準備書作成に向けて現況調査を実施した。また、現況調査結果や基本計画を踏まえた環境影響の予測評価を開始した。

## 2 その他博覧会に関する事業の準備

### (1) 広報・啓発活動

- ・広報活動

公式ホームページ、公式SNS等による発信や記者会見の実施、国内外メディアへの対応等多様な手法により広報活動を展開するとともに、各種広報ツール・活動手法の検討を行った。2020年度は、「People's Living Lab 促進会議」中間報告公開、プロデューサー決定、ロゴマーク公募及び最優秀作品の決定、基本計画の策定等重要事項の

発表を行った。また、参加国招請活動や各国・国際機関による公式参加表明の情報発信、国際シンポジウムをはじめとする各種オンラインイベント開催の告知、報告等、公式ホームページを活用した情報発信を強化した。また、3月5日の開幕1500日前には、公式ホームページに記念バナーを掲載するとともに、万博アンバサダーからのメッセージを公式SNSより発信した。

・啓発活動

まず、ロゴマークについて、2020年8月の決定後、その活用及び商用利用に向けた検討を進めた。次に、大阪府と連携し府内の小学校5校、中学校9校において教育プログラムを実施し、子どもたちに万博やSDGsについて学びの機会を提供するとともに、自ら課題解決について考えるきっかけ作りを行った。そして、更なる万博機運の醸成に向け、万博における楽曲活用のあり方について検討するとともに、1年延期となったドバイ万博日本館内の大阪・関西万博PRブースの整備検討等を行った。その他、2020年10月には「TEAM EXPO 2025」プログラムの参加募集を開始する等、あらゆる分野で機運醸成に向けた活動を行った。

(2) 博覧会国際事務局（BIE）等国際関係調整

BIE総会で登録申請書が確実に承認を得られるよう経済産業省と共にBIEおよび加盟国との調整を行い、無事、承認を得た。

その他、BIE情報コミュニケーション委員会、BIE執行委員会を通じたBIEとの情報共有を行った。

(3) 参加国招請活動

2020年12月1日のBIE総会での登録承認後、政府と連携して、各国及び国際機関への正式な参加招請活動を開始した。

招請活動の対象と想定する約200か国を6つに分けた各エリアに国際機関を加えた7グループにそれぞれエグゼクティブ・リエゾン・ディレクター及びリエゾン・ディレクターを置き、政府、関係機関と連携しながら、招請活動を展開した。14か国、2国際機関から公式参加が表明された（2021年3月31日時点）。

また、ドバイ万博の会期変更（新会期：2021年10月1日～2022年3月31日）を受けた招請活動等に向け、対応準備を進めた。

(4) その他の活動

2021年3月25日、独立行政法人国際協力機構（JICA）と独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）双方と包括的な連携を推進する協定を締結した。

### 3 事務局体制の整備・強化と財政基盤の確立に向けた検討

(1) 事務局体制の整備・強化

関係規程等の整備を着実に行うとともに、事務局体制の整備・強化を進め、今後の組織や運営体制のあり方等の検討を行った。

(2) 財政計画の策定と予算の効率化・効果的な執行

財政計画の策定に向けた準備を行うとともに、予算の効率的かつ効果的な執行体制の整備を行った。

寄附を検討している企業、個人等に対し寄附を依頼するとともに、公益財団法人 JKA と公益社団法人全国競輪施行者協議会に協力を求め、「大阪・関西万博協賛競輪」が2021年6月10日～13日に福井で開催されることとなった。

#### 4 社員総会・理事会の開催

(1) 理事会（2020年6月5日） 開催方法：決議省略の方法による

審議事項

- ・2019年度決算に係る計算書類等の承認の件
- ・定時社員総会を開催することなく、総会の目的事項について決議の省略を行う件
- ・定時社員総会を開催することなく、総会の目的事項について報告の省略を行う件

出席等

提案書に対し、理事16名全員の書面による同意及び監事2名全員の書面による確認の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(2) 社員総会（2020年6月25日） 開催方法：決議省略の方法による

報告省略の方法による

審議事項

- ・理事の選任の件
- ・2019年度決算に係る計算書類の承認の件

報告事項

- ・2020年度の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類の報告の件
- ・2019年度の事業報告の件

出席等

提案書に対し、社員11名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、社員総会の決議があったものとみなされた。

(3) 理事会（2020年6月25日） 開催方法：決議省略の方法による

審議事項

- ・会長及び副会長の選定の件
- ・代表理事の選定の件

- ・会長職を代行する副会長、事務総長及び副事務総長の順序を定める件
- ・評議員の選任の件
- ・財務委員の選任の件
- ・職員就業規程の改定の件
- ・事業報告等に係る提出書類の承認の件

報告事項

- ・プロデューサーの選定及びシニアアドバイザーの追加の件

出席等

提案書に対し、理事18名全員の書面による同意及び監事2名全員の書面による確認の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(4) 理事会（2020年7月9日） 開催方法：報告省略の方法による

報告事項

- ・プロデューサーの就任の件
- ・シニアアドバイザーの就任の件

(5) 理事会（2020年9月24日） 開催場所：全国都市会館（東京都千代田区）

審議事項

- ・公益社団法人2025年日本国際博覧会協会事務局組織規程の一部改定の件

報告事項

- ・会長、事務総長及び副事務総長の職務の執行状況の件
- ・寄附受領の件
- ・ロゴマーク使用ガイドラインの件

出席等

決議に必要な出席理事の数10名、出席14名、欠席4名、監事出席2名

(6) 理事会（2020年11月18日） 開催方法：決議省略の方法による

審議事項

- ・臨時社員総会の開催に関する件

出席等

提案書に対し、理事18名全員の書面による同意及び監事2名全員の書面による確認の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(7) 社員総会（2020年12月8日） 開催場所：当協会道修町オフィス（大阪府中央区）

審議事項

- ・理事の選任の件

出席等

全議決権数 11、決議に必要な議決権数 6、有効議決権数 11  
理事出席 12名、欠席 5名、監事出席 1名、欠席 1名

(8) 理事会 (2020年12月8日) 開催場所: 当協会道修町オフィス(大阪府中央区)

審議事項

- ・副会長の選定の件
- ・会長職を代行する副会長、事務総長及び副事務総長の順序を定める件

報告事項

- ・ロゴマークの商用利用の件
- ・登録承認に関する件
- ・今後の参加招請に関する件

出席等

決議に必要な出席理事の数 10名、出席 13名、欠席 5名、監事出席 1名、欠席 1名

(9) 理事会 (2020年12月23日) 開催方法: 決議省略の方法による

審議事項

- ・臨時社員総会の開催に関する件
- ・指定寄附金の指定申請の件

出席等

提案書に対し、理事 18名全員の書面による同意及び監事 2名全員の書面による確認の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(10) 理事会 (2020年12月25日) 開催方法: 決議省略の方法による

審議事項

- ・2025年日本国際博覧会基本計画の策定の件

出席等

提案書に対し、理事 18名全員の書面による同意及び監事 2名全員の書面による確認の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(11) 社員総会 (2021年1月15日) 開催方法: 決議省略の方法による

審議事項

- ・理事の選任の件

出席等

提案書に対し、社員 11名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、社員総会の決議があったものとみなされた。

(12) 理事会 (2021年1月15日) 開催方法: 決議省略の方法による

#### 審議事項

- ・副会長の選定の件
  - ・会長職を代行する副会長、事務総長及び副事務総長の順序を定める件
- 出席等

提案書に対し、理事19名全員の書面による同意及び監事2名全員の書面による確認の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(13) 理事会(2021年3月10日) 開催場所: 当協会道修町オフィス(大阪市中央区)

#### 審議事項

- ・2021年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件
- ・2025年日本国際博覧会協会寄付金募集基本方針及び寄付募集計画の策定の件
- ・公益社団法人2025年日本国際博覧会協会組織規程の一部改定の件
- ・副事務総長の職務権限規程の改定の件

#### 報告事項

- ・会長、事務総長及び副事務総長の職務の執行状況の件ロゴマークの商用利用の件
- ・参加招請状況の件

#### 出席等

決議に必要な出席理事の数10名、出席16名、欠席3名、監事出席2名

## 5 役員就退任

- ・2020年 5月12日 理事及び副会長退任(池田博之氏)
- ・2020年 6月25日 理事及び副会長就任(深野弘行氏、塚本能交氏)
- ・2020年12月 3日 理事及び副会長退任(井戸敏三氏)
- ・2020年12月 8日 理事及び副会長就任(國部毅氏)
- ・2021年 1月15日 理事及び副会長就任(仁坂吉伸氏)

## 6 事務局体制

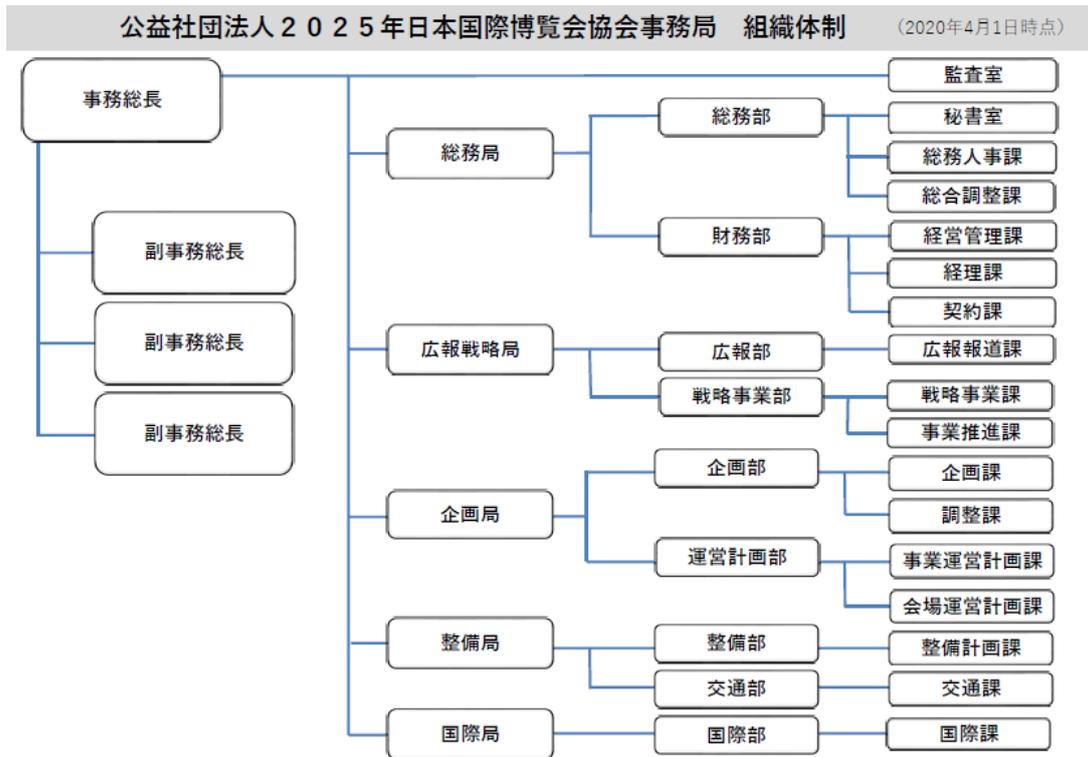
### (1) 職員数の推移

- ・2020年 4月 1日 職員172名に増員
- ・2020年 7月 1日 職員179名に増員
- ・2020年10月 1日 職員204名に増員
- ・2021年 1月 1日 職員211名に増員
- ・2021年 3月31日 職員184名に減員

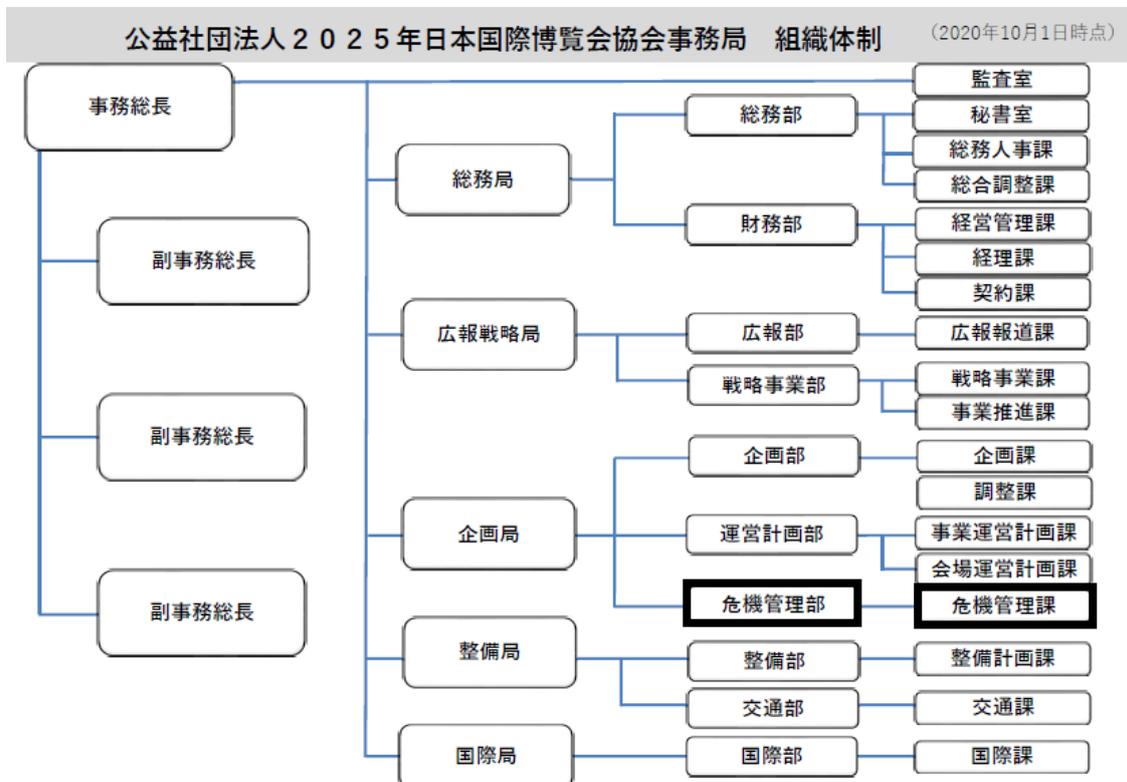
### (2) 事務局組織の変遷

- ・2020年10月1日付けで企画局に危機管理部を設置し、同部に危機管理課を置く

事務局体制図（2020年4月1日時点）



事務局体制図（2020年10月1日時点）



## 7 主な契約案件

### (1) 2025年日本国際博覧会にかかる環境影響評価準備書・評価書作成業務

- ・ 契約の相手方 一般財団法人 日本気象協会
- ・ 契約金額 164,816,300円(税込)
- ・ 契約期間 2020年4月14日～2021年3月15日

### (2) 2025年日本国際博覧会 会場基本計画策定調査業務(その2)

- ・ 契約の相手方 日建設計総合研究所・日建設計・日建設計シビル共同企業体
- ・ 契約金額 185,867,000円(税込)
- ・ 契約期間 2020年6月11日～2021年3月15日

### (3) 2025年日本国際博覧会 プロジェクトマネジメント支援業務

- ・ 契約の相手方 株式会社山下PMC・阪急コンストラクション・マネジメント株式会社 共同企業体
- ・ 契約金額 132,000,000円(税込)
- ・ 契約期間 2020年6月16日～2021年3月15日

### (4) 2025年日本国際博覧会 ICT基本計画策定業務

- ・ 契約の相手方 アクセンチュア株式会社
- ・ 契約金額 168,300,000円(税込)
- ・ 契約期間 2020年8月19日～2021年6月30日

### (5) 2025年日本国際博覧会 会場基盤設計業務

- ・ 契約の相手方 玉野総合コンサルタント・日本工営共同企業体
- ・ 契約金額 105,776,000円(税込)
- ・ 契約期間 2020年12月18日～2022年2月28日

## 8 資金の確保

### (1) 寄附金収入 10,100,376,620円

- 1 一般寄附金(現金寄附) 24,820,000円
- 一般寄附金(現物寄附) 25,688,520円
- 2 特別寄附金 10,049,868,100円

### (2) 補助金収入 660,634,284円

- 1 国庫補助金 330,317,142円
- 2 地方公共団体補助金等 330,317,142円

## 事業報告書の附属明細書

2020年度事業報告(2020年4月1日から2021年3月31日まで)には、  
「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する  
附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」として記載すべきことはない。